

保護者の皆さま

鳴門教育大学附属特別支援学校長

インフルエンザ予防と感染に関するガイドラインについて（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校教育活動に格別の御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では法令改正に伴い、平成25年1月よりインフルエンザ予防と感染に関する次のガイドラインを作成しています。

つきましては、本ガイドラインを改めてご確認ください、インフルエンザの予防・対応等へのご理解とご協力についてよろしくお願いいたします。

インフルエンザ感染に関するガイドライン

①早期発見と早期治療

37.5℃以上の発熱がみられた場合は、登校を見合わせて受診し、医師の指示に従ってくださるようお願いいたします。

②児童生徒本人がインフルエンザに感染した場合

法令により、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでは登校できません。（ただし、医師が感染の恐れがないと認めた場合はこの限りではありません。）

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合



③ご家族がインフルエンザに感染した場合

登校前の体温確認と確実なマスクの着用での登校をお願いいたします。

確実なマスクの着用が難しい場合は、ご家族の感染が確認された次の日（1日間のみ）の登校を控えていただき、健康観察をお願いいたします。